

物集女車塚古墳石室公開規程

(目的)

第1条 この規程は、物集女車塚古墳石室（以下「石室」という。）公開に関し、必要な事項を定め、市民の郷土愛の高揚に資するとともに、文化財保護意識の向上に寄与することを目的とする。

(公開)

第2条 石室の公開は、石室の保存に支障がない時期に限り、毎年10日以内とする。

2 石室の公開時間は、その都度定めるものとする。

3 教育長は、必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず公開期間又は時間を変更し公開することができる。

(見学者)

第3条 石室に入室し、内部見学をしようとする者は、市職員等の指示に従わなければならない。

(入室の制限等)

第4条 教育長は、石室の管理運営上必要と認めるときは、見学者の入室を制限し、その他必要な措置をとることができる。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。